

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 市町村域水道事業の各事業ごとに行っていた指定給水装置工事事業者の指定を企業団一指定に変更することに伴い、様式の一部改正を行うとともに、所要の経過措置を定めます。
- 2 この規程は、令和5年4月1日から施行します。